

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

高島市

1 促進計画の区域

別添図面および下記のとおりとする。

1. 法第3条第3項第1号（多面的機能支払）
本市の農業振興地域内農用地区域全域
2. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）
本市の農業振興地域内農用地区域で中山間地域等直接交付金実施要領
第4 2 対象農用地の基準を満たしている区域
3. 法第3条第3項第3号（環境保全型農業直接支払）
本市の農業振興地域全域

2 促進計画の目標

(1) 現況

滋賀県の北西部に位置し、総面積は約 693 km²で県内最大の面積を有し、総人口は約 4 万 8 千人を擁しています。

本地域の東部は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に大津市および京都府に、北西部は饗庭野、野坂山地を境に福井県に接している。

気候的には日本海側に近いことから冬季の寒さは厳しく、積雪量の多い日本海側気候となっており、秋季には「高島しぐれ」と呼ばれる降雨がしばしばある。

本地域は山間地域を水源とした豊富な河川水や琵琶湖の水資源を活用し、稲作経営を中心とした営農活動が行われている。

本地域の農村集落では、過疎・高齢化・後継者不足や鳥獣被害が深刻となっており、農業を継続し、農地を維持することが困難になりつつあることから、地域の共同による地域資源の保全管理活動を推進することが重要である。

特に中山間地域においては、集落機能の維持すら危ぶまれる状況であることに加え、急傾斜地が多く、棚田等での稲作経営が行われており、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これらを補正する取組を行うことが必要である。

また、高島市農産ブランド認証制度を制定し、農産物のブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号に掲げる事業を推進するとともに、法第3条第3項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することによる生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧マキノ町区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧今津町区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	旧朽木村区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	旧安曇川町区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑤	旧高島町区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
⑥	旧新旭町区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業に関する事項

(高島市中山間地域等直接支払基本方針による)

(1) 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向け

た共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法等の指定地域 旧小松村 旧朽木村全域 旧剣熊村 旧西庄村
旧三谷村 旧川上村 旧今津町

特認地域 旧高島町 旧百瀬村 旧広瀬村 旧海津村
旧饗庭村

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(ハ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、勾配 1/100 以上 1/20 未満の田

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(ニ) 県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。